

改正

平成24年 3 月26日 条例第11号

平成25年12月13日 条例第49号

平成25年12月13日 条例第50号

滝沢市高齢者保健福祉協議会設置条例

(設置)

第 1 条 市の高齢者の保健福祉に関する重要事項を調査審議させるため、市長の附属機関として滝沢市高齢者保健福祉協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 滝沢市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定に関すること。
- (2) 滝沢市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の進行管理並びに評価に関すること。
- (3) その他市長が高齢者の保健福祉に関する事業の運営上必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員14人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 介護保険サービス提供事業者
- (3) 学識経験者
- (4) 関係福祉団体の代表者

3 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 協議会は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。ただし、協議会の会議の運営、議事等に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年7月1日から施行する。

(初回委員の任期)

- 2 初回の委員の任期は、委嘱日から平成18年3月31日までとする。

(滝沢村介護保険条例の一部改正)

- 3 滝沢村介護保険条例（平成12年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第12条から第16条までを削り、第17条から第22条までを5条ずつ繰り上げる。

附 則（平成24年3月26日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年12月13日条例第49号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平成25年12月13日条例第50号）

この条例は、平成26年1月1日から施行する。